

第2章 本市の概況

2-1 緑を取り巻く状況

(1) 市の地理的概要

本市は、静岡県東部に位置し、北に富士山、東に愛鷹山を仰ぎ、南に駿河湾を望みます。また、市内には日本三大急流の一つである富士川が流れ、自然と都市が共存しています。

市域は、東西に23.2km、南北に27.1kmの広がりを見せ、総面積は244.94km²あり、静岡県の面積の3.1%を占めています。

富士山を仰ぐ市の北部や、東部の愛鷹山麓、富士川以西の山間部には森林が広がり、南部では田子の浦港を中心とした海岸線が東西に伸びています。また、富士川をはじめ、多くの河川が市内を流れ、東部には貴重な植物が分布する浮島ヶ原が広がるなど、豊かな自然に囲まれています。

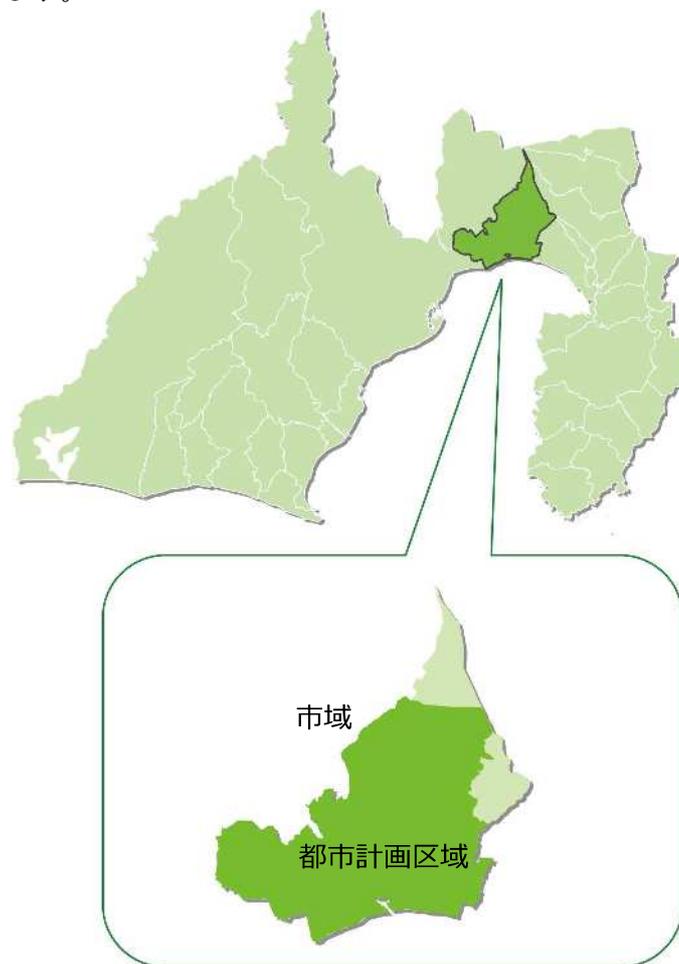


図2.1 本市の位置と都市計画区域

(2) 自然的条件

①地勢

本市の地形は、南の駿河湾に面した平地、北側と西側の丘陵地、山地帯から成り立っています。

富士山頂付近から駿河湾にかけて広がる本市は、標高約3,680m（国土地理院2万5千分の1地形図による）の富士山9合目付近から、標高0mの海岸線に至る極めて大きな標高差を有しています。

また、富士川をはじめ、富士山麓を水源とする河川や水路が平地を縦横に流れています。さらに、市東部の今泉・原田・吉永地区には多くの湧水地があり、緑が支える水環境にも特徴が見られます。

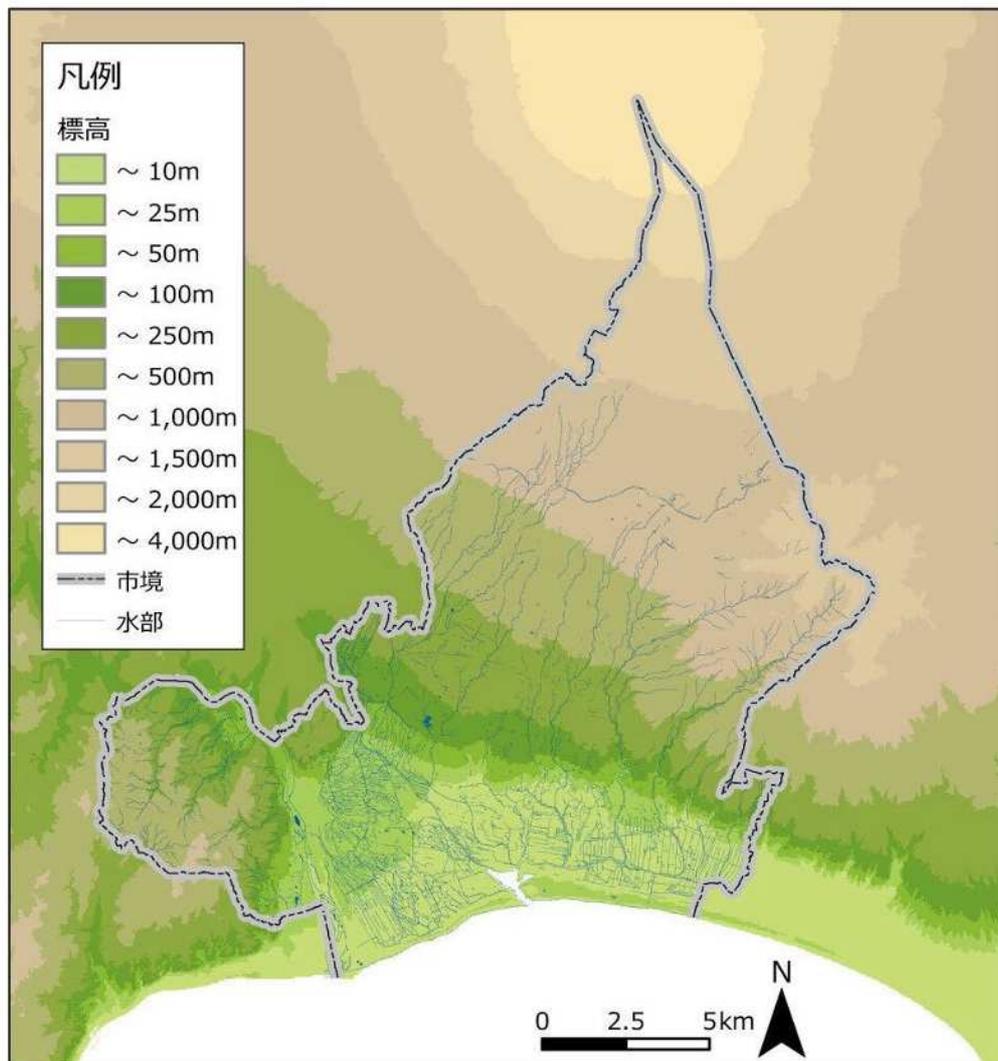


図2.2 本市の標高および河川
(富士市都市計画基本図・基盤地図情報を基に作成)

②植生

北部の山地の大部分が、スギ・ヒノキの植林地で占められていますが、富士・愛鷹山麓の一部に落葉広葉樹、常緑広葉樹の天然林が見られます。

南部の平地は市街地と耕作地が広がり大部分を占めますが、浮島ヶ原を中心とする地域には湿生植物の生育地が点在しています。

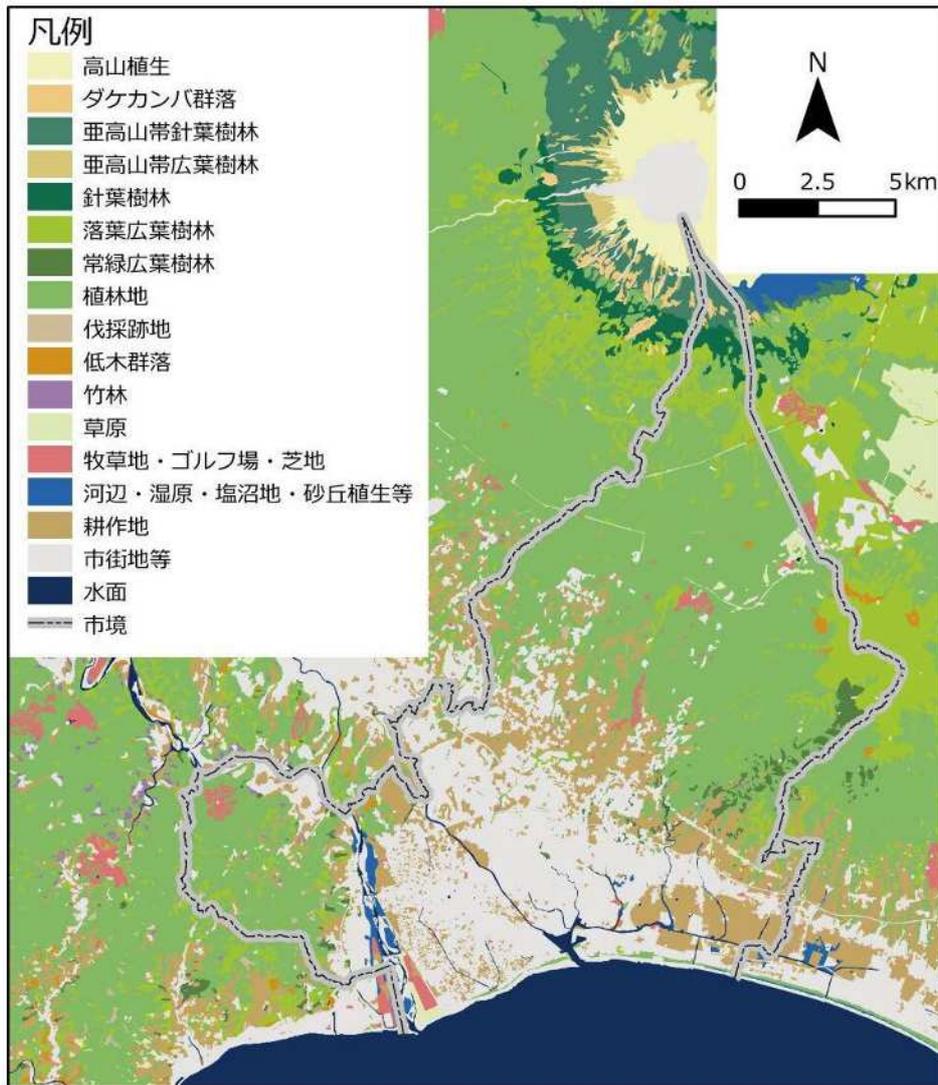


図 2.3 本市の植生

(環境省第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査を基に作成)



図 2.4 本市の地形と植生分布

③動植物

本市では植物2,656種、動物3,272種、合計5,928種の生物が確認されています。

海岸部には、コウボウムギやハマヒルガオなどの海浜植物が生育し、千本松原から続くクロマツ林が海岸の特色ある景観を形づくっています。

河川部には、富士川や潤井川などが流れ、カワラヨモギやカワラナデシコなど、河川の流れの違いに応じて様々な群落が形成され、アユやウグイなどの魚類、カモ類や猛禽類などの鳥類が生息しています。

平地部では、都市化により緑地が減少していますが、広見公園や社寺林には、シイ類・カシ類などの常緑広葉樹林などが残されています。田園・湿地にはコサギやカルガモなどの鳥類、ニホンアマガエルなどの両生類、アキアカネやシオカラトンボなどの昆虫類といった、平野部の水辺に見られる動物が多く確認されています。

山地部には、標高や地形に応じて、スギやヒノキの人工林や、ブナ・ミズナラなどの天然林が広がっています。富士山や愛鷹山には、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカなどの哺乳類や、サンコウチョウ、オオルリ、キビタキなどの森林性の鳥類、アサギマダラやミドリシジミなどの昆虫類が生息しています。

湿地では、浮島ヶ原の湿地性植物であるヨシやノウルシ、サワトラノオなどがみられ、池沼や湿地周辺ではギンプナ、ナマズなどの魚類、ギンイチモンジセセリやギンヤンマなどの昆虫類も確認されています。

このように、富士市には地形と環境に応じた多様な動植物が生息しており、豊かな生態系が広がっています。



ノウルシ



サワトラノオ



ナヨナヨワスレナグサ

図2.5 浮島ヶ原の湿地性植物

(3) 社会的条件

①人口の推移

本市の人口は、平成 22 (2010) 年をピークに減少に転じ、令和 27 (2045) 年には約 20.1 万人まで減少すると推計されています。また、年少人口は減少傾向に、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化も一層進む見込みです。



図 2.6 総人口の推移

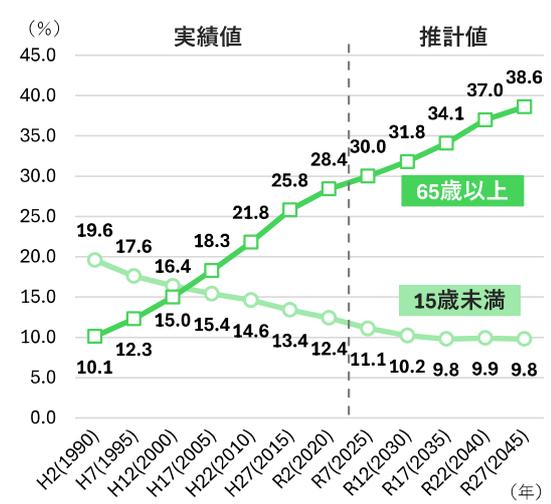


図 2.7 高齢化率・年少人口割合の推移

(【実績値】国勢調査、【推計値】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和 5 (2023) 年推計」を基に作成)

②財政

平成 23 (2011) 年度から令和 2 (2020) 年度における本市の財政規模は、社会保障や医療関係経費の増加、公共施設の長寿命化、都市活力再生に向けた取組などにより拡大してきました。

令和 4 (2022) 年度以降は、人口減少と少子高齢化が進む中、一層厳しさを増すことが予測されます。本市の歳出全体の減少に伴い、道路、公園、公共施設などの整備費や維持費も減少する見込みです。限られた予算の中で既存の施設を適切に管理しつつ利用者に対するサービスを維持・向上していくため、整備と維持管理のバランスを見直すことが必要です。

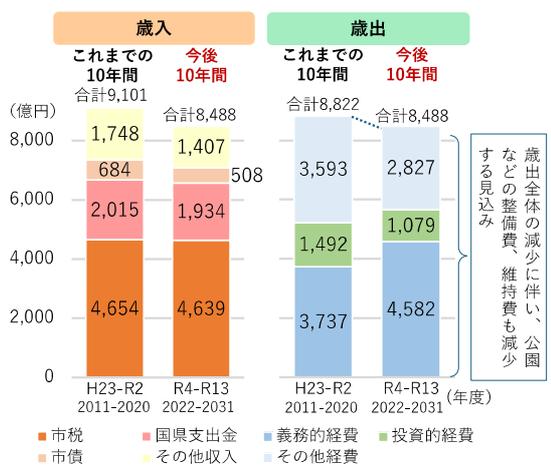


図 2.8 歳入・歳出の見込み

(「第六次富士市総合計画 前期基本計画」を基に作成)

③土地利用

本計画が対象とする都市計画区域の土地利用は、自然的土地利用（農地、山林、水面・河川敷・海浜等、その他自然的土地利用）が全体の61.5%を占めています。

前計画時と比較すると、市街化区域では宅地（住宅用地・商業用地・工業用地等）の割合が増加し、自然的土地利用*（主に農地）の割合が低下しています。

表 2.1 都市計画区域内の土地利用状況（令和4（2022）年度）

（単位：ha）

利用区分		都市計画区域		
		市街化区域	市街化調整区域	
自然的 土地利用	農地	2,690.2	350.5	2,339.7
	山林	8,711.7	61.8	8,649.9
	水面・河川敷・海浜等	1,071.9	156.0	915.9
	その他自然的土地利用	505.7	50.4	455.3
都市的 土地利用	宅地	4,550.0	3,664.3	885.7
	公共・公益施設用地	975.4	412.3	563.1
	道路・交通施設用地	1,861.0	977.5	883.5
	その他の空地	738.2	259.9	478.3
合計		21,104.0	5,932.6	15,171.4

（令和4（2022）年度都市計画基礎調査を基に作成）

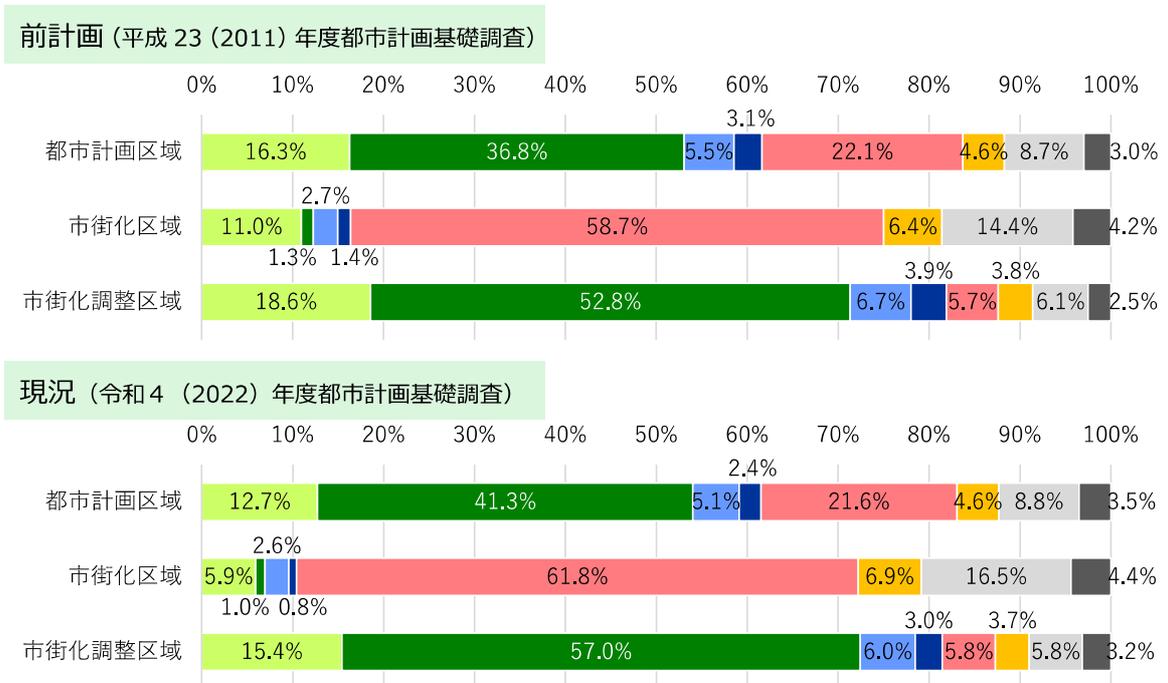


図 2.9 都市計画区域内の土地利用状況

※平成 28 (2016) 年 3 月に旧富士川町域の山間部が都市計画区域に編入されたため、都市計画区域の全域及び市街化調整区域で山林の割合が増加

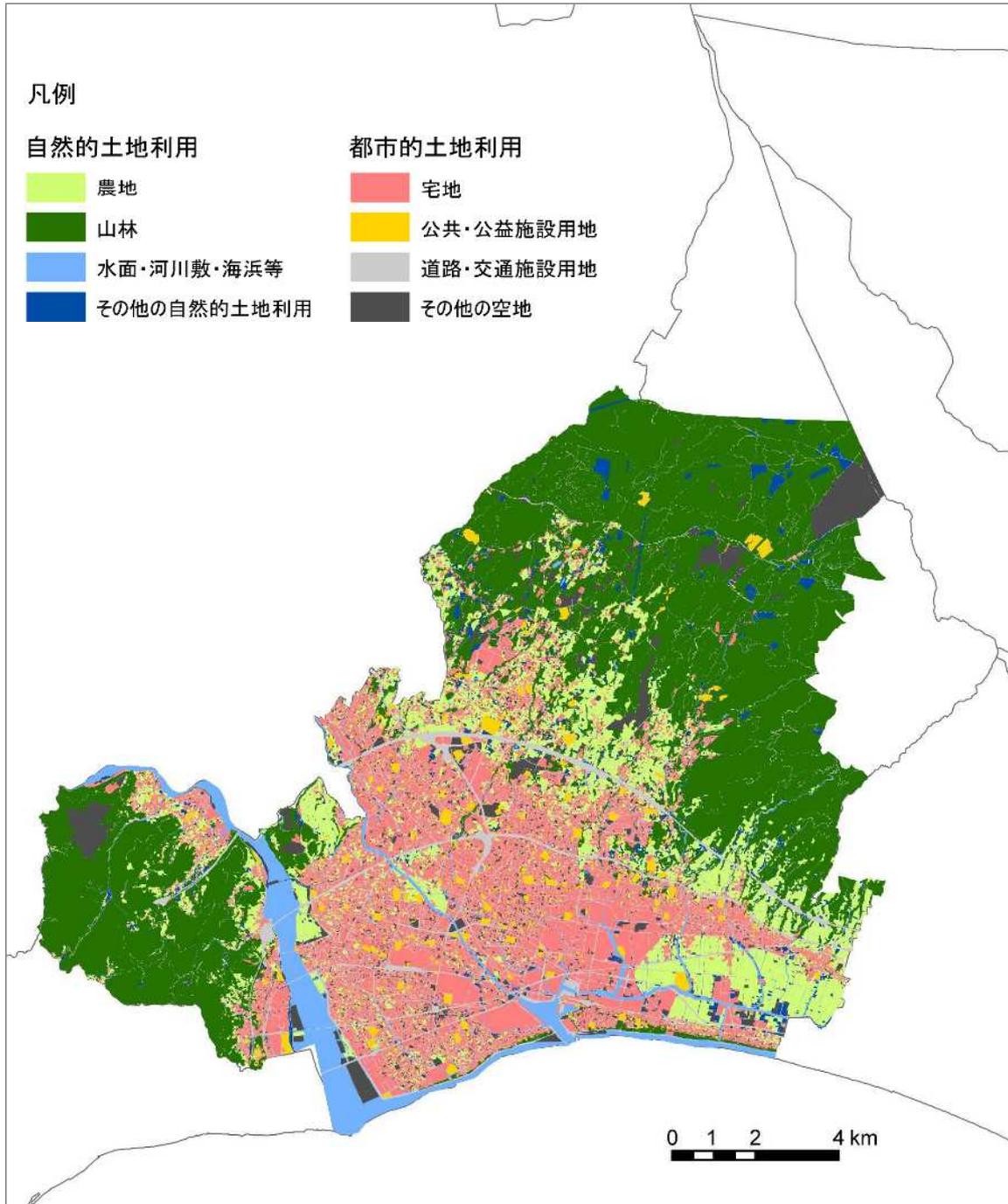


図 2.10 都市計画区域の土地利用
(令和 4 (2022) 年度都市計画基礎調査を基に作成)

④人口集中地区の変遷

人口集中地区は、鉄道や主要道路の沿線を中心に、市域外縁部に向けて拡大してきました。近年も経年的に面積が拡大する一方、地区内の人口は横ばい傾向で、人口密度が低下し、市街地は拡散傾向にあります。

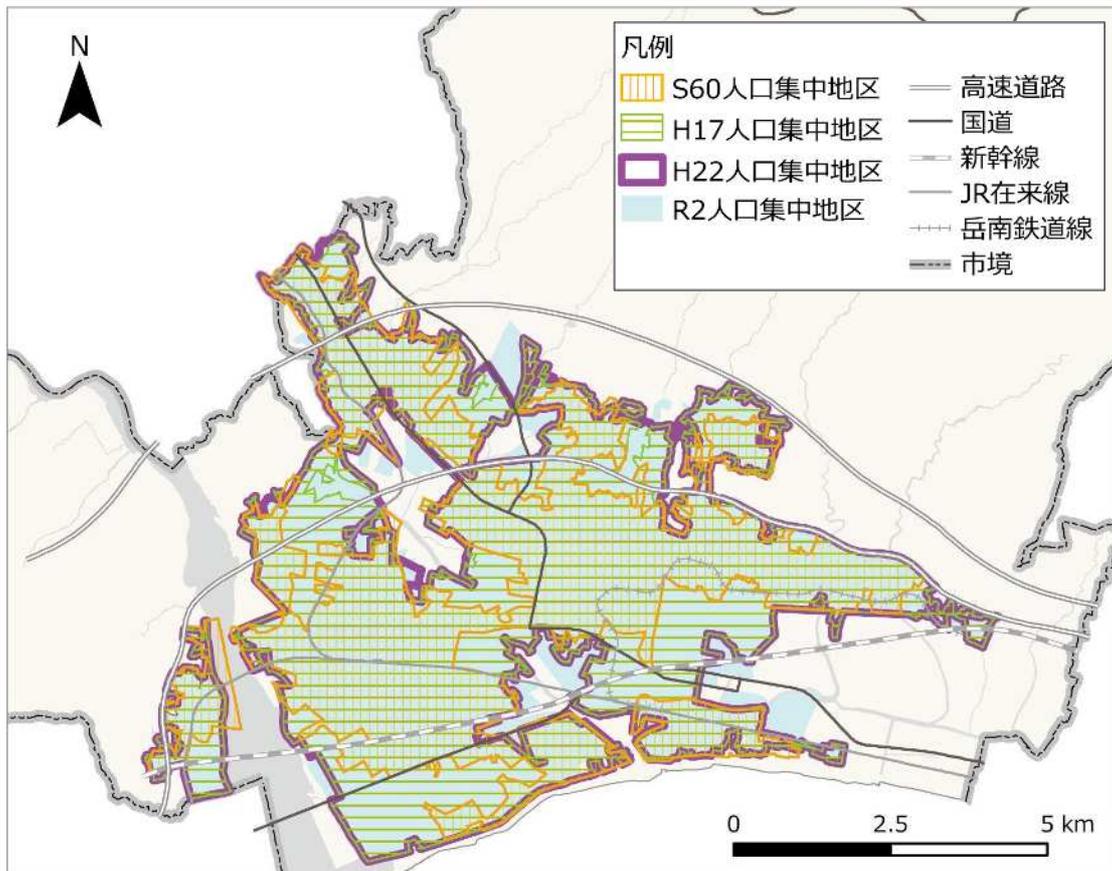


図 2.11 人口集中地区の推移（S60～R2）
（国土数値情報＜人口集中地区データ＞を基に作成）

(4) 緑の現況（都市計画区域）

現在の都市計画区域内の緑は約 12,800ha で、都市計画区域（21,106ha）の約 61% を占めています。

平成 28（2016）年 3 月に都市計画区域に編入された旧富士川町域の山間部は山林が大部分を占めることから、前計画と比較し、山林、原野その他の面積の割合が増加しています。

表 2.2 都市計画区域内の緑（令和 6（2024）年度末現在）

区分		都市計画区域内の緑の面積（ha）	
		前計画	現況
公共緑地	都市公園等（※）	315.1	323.8
	墓園	14.3	14.3
その他の緑	水面	381.0	400.6
	水辺	664.9	671.4
	山林、原野その他	7,635.9	8,711.7
	農地、牧草地その他	3,112.8	2,690.2
合計		12,123.9	12,812.0

※ 都市公園等：都市公園（公園、緑地、緑道）、児童遊園、開発行為等に伴う移管公園
（平成 23（2011）年度・令和 4（2022）年度都市計画基礎調査、令和 6（2024）年度市資料を基に作成）

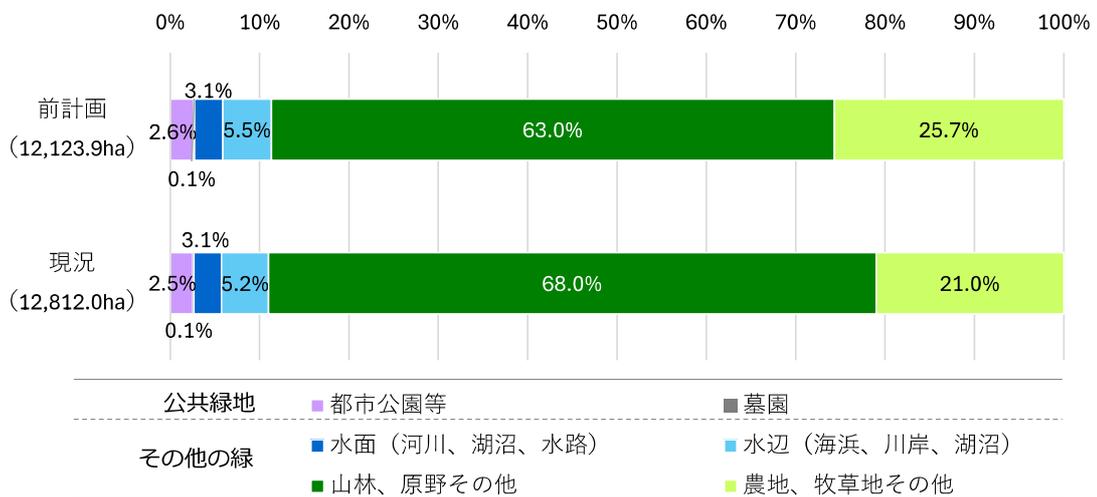


図 2.12 都市計画区域内の緑の内訳

（平成 23（2011）年度・令和 4（2022）年度都市計画基礎調査、令和 6（2024）年度市資料を基に作成）

(5) 緑地（施設緑地、地域制緑地）の現況

緑地は、大きく施設緑地と地域制緑地に分けられます。

施設緑地は、施設として管理される緑地で、都市公園、都市公園以外の公共施設緑地、これらに準ずる機能を持つ民有地が含まれます。本市には、令和6（2024）年度末現在、567箇所、約640haの施設緑地があります。

地域制緑地は、一定の区域に対して、法律や条例により土地利用を規制することで保全を図る緑地です。本市には、良好な自然の保全を図る自然公園、自然環境保全地域、河川や海岸の施設を保全管理するための河川区域、海岸保全区域などの指定があり、総面積（区域の重複を除く）は約7,320haとなっています。

表2.3 緑地の現況

区分			箇所数	面積 (ha)	一人当たり面積 (㎡/人) ※4	
施設緑地 ※1	都市公園	住区基幹公園	街区公園	130	23.2	0.9
			近隣公園	11	14.4	0.6
			地区公園	2	9.3	0.4
		都市基幹公園	総合公園	3	22.6	0.9
			運動公園	3	35.9	1.5
			特殊公園	11	32.7	1.3
			歴史公園	4	1.0	0.0
			広域公園	1	94.5	3.8
			都市緑地	13	73.8	3.0
		緑道	8	4.5	0.2	
		都市公園計	186	311.9	12.7	
	公共施設 緑地等	運動場	1	1.5	0.1	
		墓園	1	14.3	0.6	
		広場	361	11.8	0.5	
		その他公共空地	6	297.6	12.1	
市民農園 ※3		12	3.1	0.1		
	公共施設緑地等計	381	328.3	13.4		
計			567	640.2	26.1	
地域制緑地 ※2	特別緑地保全地区		—	0.0	—	
	風致地区		—	0.0	—	
	農振農用地区域		—	2,323.0	—	
	自然公園		—	672.8	—	
	自然環境保全地域		—	953.9	—	
	河川区域		—	788.5	—	
	海岸保全区域		—	177.4	—	
	保安林区域		—	655.7	—	
	地域森林計画対象民有林		—	7,314.4	—	
	史跡・名勝・天然記念物		—	0.7	—	
	その他（保護樹林）		—	13.8	—	
	地域制緑地間の重複		—	(5,577.9)	—	
	計			—	7,322.3	—

※1 施設緑地は、富士市資料に基づく令和6（2024）年度末時点の数値

※2 地域制緑地面積は、令和4（2022）年度都市計画基礎調査に、その他（保護樹林）を加えたもの

※3 市民農園は市営、民営を含み、面積は区画数と区画平均面積から算出した推計値

※4 一人当たり面積は、住民基本台帳に基づく令和6（2024）年度末現在の人口から算出

凡例

- | | |
|---|--|
|  自然公園 |  高速道路 |
|  自然環境保全地域 |  国道 |
|  海岸保全区域 |  新幹線 |
|  保健休養林 |  JR 在来線 |
|  保安林 |  岳南鉄道 |
|  河川区域 |  市境 |
|  施設緑地 |  都市計画区域 |
|  地域森林計画対象民有林 | |
|  農業振興地域農用地区域 | |

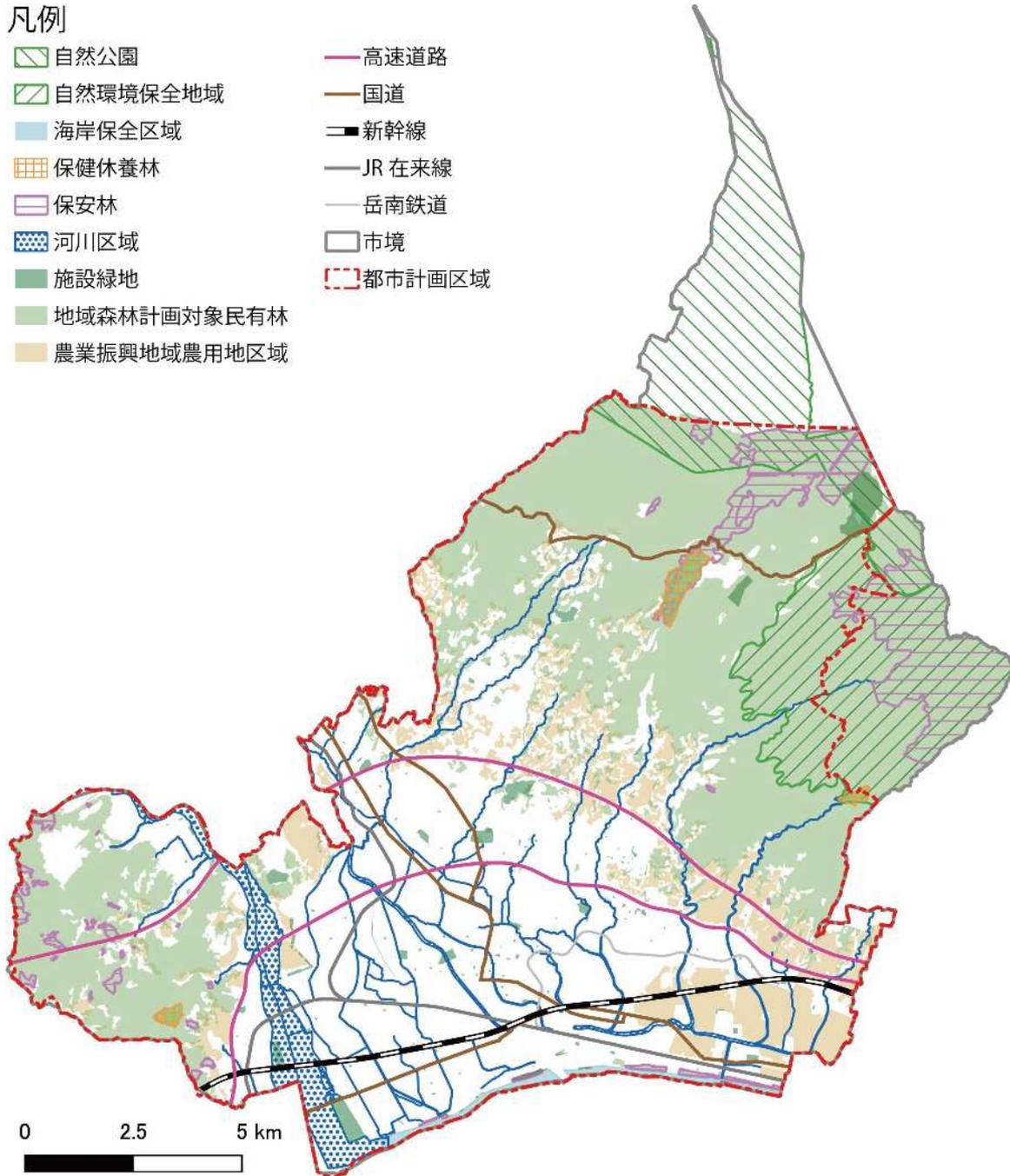


図 2.13 緑地の分布

(6) 機能別の緑の現況と課題

①環境保全系統

<現況>

- ・富士・愛鷹山麓の樹林地、富士川に沿って連なる岩本山や富士川・松野地区の樹林地が都市を取り囲む緑地を形成しています。
- ・富士川は本市を代表する河川で、貴重なオープンスペースとして機能しています。また、市街地を潤井川や沼川、その他中小河川が流れ、身近に自然を感じられる環境を形成しています。
- ・今泉・原田・吉永地区には湧水が多く、小河川とともに貴重な湿地である浮島ヶ原の水源となっています。
- ・富士川河口、浮島ヶ原は県内でも有数の水鳥の飛来地であり、生物の生息・生育環境としても重要な役割を担っています。
- ・市街地内には樹林が少なく、都市公園・社寺等が貴重な樹林となっています。また、主に社寺の樹林・樹木が条例に基づく天然記念物や、要綱による保護樹林・樹木に指定されています。
- ・工場、事業所については、地域の生活環境との調和が図られるよう、工場立地法、富士市緑化基準に基づく緑化が行われています。

<課題>

- ・市街地の外に広がる樹林や農地等の面的な緑を保全するとともに、中小河川や水路、街路樹等や公園、社寺林等の市街地内の緑を適切に維持することで良好な緑を創出し、緑と水のネットワーク機能を活かすことで、生物の生息環境の保全、気象の安定等の機能を高めていくことが必要です。
- ・本市は、河川や湧水などの水辺環境に恵まれています。健全な水循環を育む森林や農地の保全、市内を縦横に流れる水路の水辺環境に親しめる空間など、水に関わる資源を活かしていくことも重要です。
- ・工場・事業所の周辺における生活環境の保全と都市環境の改善のため、防音や防災に配慮した効果的な緑化を促していくことや、これまでつくられてきた緑地空間が持続して機能を発揮するよう関わっていくことが重要です。



法蔵寺（中野）裏山の樹林



湧水公園

凡例

- | | | |
|-------------|--------|------------|
| 植生 | ■ 樹林 | □ 施設緑地 |
| | ■ 植林地 | ▨ 工業・準工業地域 |
| | ■ 竹林 | — 河川 |
| | ■ 草地 | — 高速道路 |
| | ■ 高山植生 | — 国道 |
| | ■ 湿地等 | — 鉄道 |
| | ■ 農地 | □ 市境 |
| ■ 特定植物群落 | | ▭ 都市計画区域 |
| ● 天然記念物（樹木） | | |
| ● 保護樹林・樹木 | | |
| ● 湧水 | | |

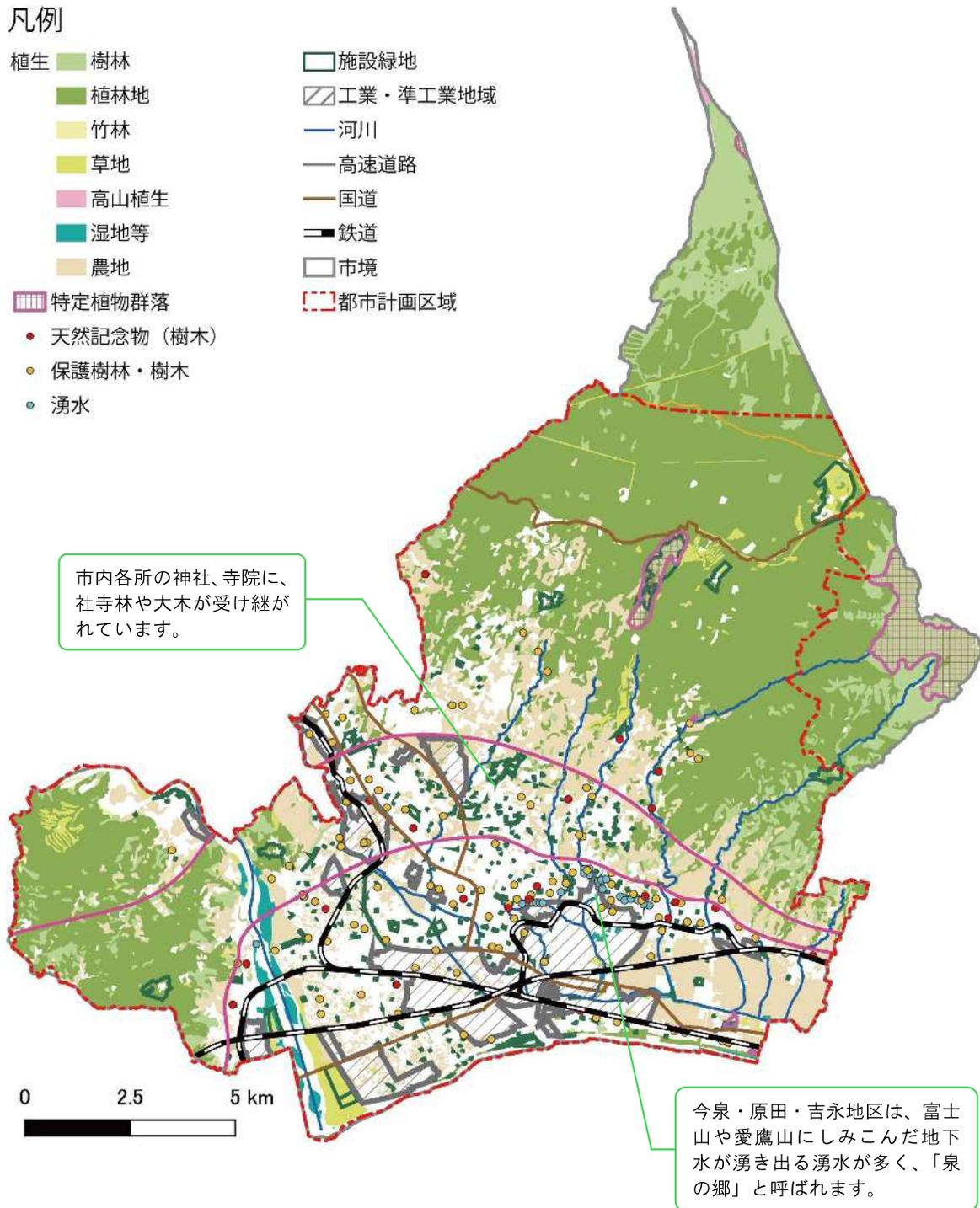


図 2.14 環境保全システムの現況

②防災系統

<現況>

- ・駿河湾に面し、自然豊かな富士山を仰ぐ本市では、自然災害（地震・津波・洪水・土砂災害など）のリスクをおおむね全域に抱えています。
- ・台風や長雨による河川水位の上昇や、排水能力を超える局所的な大雨により発生する内水氾濫の浸水想定区域が河川に近い市街地を中心に存在しています。
- ・市街地の開発や宅地化により、都市内農地が減少しています。
- ・各種災害防止のため、保安林が山麓部、海岸部に指定されています。
- ・大規模な災害などが発生した場合の広域避難地として、富士西公園、広見公園等の大規模な公園が指定されています。
- ・身近な公園が災害時の一時的な避難の場や、地域の応急復旧及び救援活動の拠点として機能することが期待されており、地域住民による避難訓練等に利用されています。

<課題>

- ・グリーンインフラの視点から、緑が持つ防災・減災の機能を活かしたまちづくりを進めていくため、雨水の貯留・浸透機能を持つ農地等の保全、緑の創出を進めることが必要です。
- ・身近な公園を市民の防災意識の向上に役立てていくことや、公園の持つ防災の役割や機能について検討を進めることが重要です。



かりがね堤

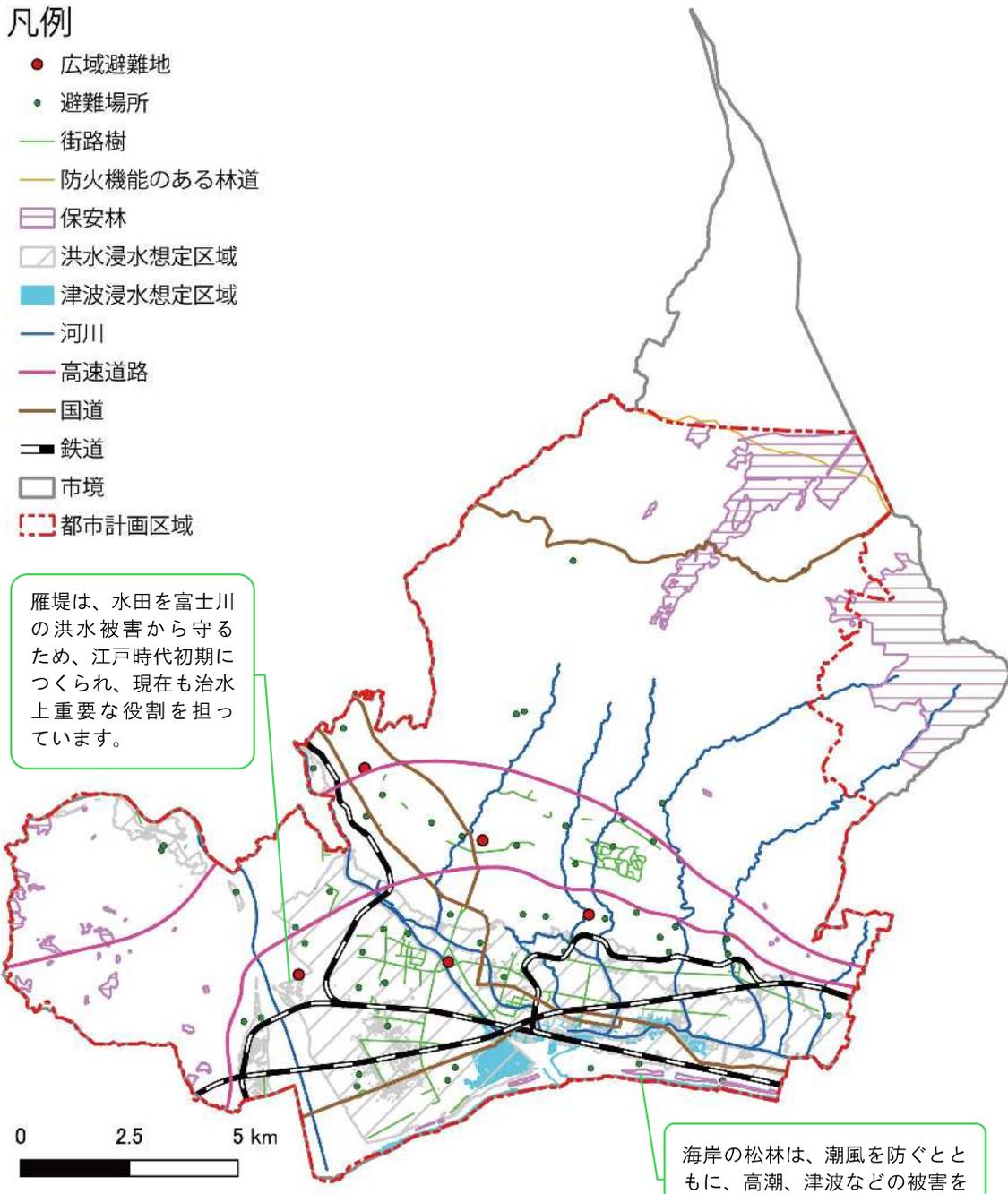


海岸の松林（鈴川海浜スポーツ公園）

凡例

- 広域避難地
- 避難場所
- 街路樹
- 防火機能のある林道
- ▨ 保安林
- ▨ 洪水浸水想定区域
- 津波浸水想定区域
- 河川
- 高速道路
- 国道
- 鉄道
- 市境
- ▨ 都市計画区域

雁堤は、水田を富士川の洪水被害から守るため、江戸時代初期につくられ、現在も治水上重要な役割を担っています。



海岸の松林は、潮風を防ぐとともに、高潮、津波などの被害を軽減する役割を持っています。

図 2.15 防災システムの現況

③レクリエーション・コミュニティ系統

<現況>

- ・市街地を中心とした都市公園や公共施設緑地は、市民の憩いの場となっています。
- ・緑地や史跡を活用したウォーキングコースを市内各地域に設定しています。
- ・野球場や体育館など屋内外の運動施設や、キャンプ場といった野外レクリエーション施設は主に郊外部に配置しており、市全域のレクリエーション需要に対応しています。
- ・身近な公園での公園愛護会活動や公共花壇の維持管理を住民が行うことで、市民の中に地域とは異なるコミュニティをつくり出しています。

<課題>

- ・公園のほかに緑道やウォーキングコース等も一体的に活用することで、レクリエーション機能を高めていくことが重要です。
- ・身近なレクリエーション空間である住区基幹公園が偏在しており、公園の配置については検討が必要です。
- ・公園愛護会や地域の緑化活動の担い手の不足等の対策が必要です。
- ・都市公園に求めるニーズの多様化を捉え、柔軟な利活用を図るための検討が必要です。
- ・都市公園の施設や機能の老朽が進む中、周辺の公共・民間施設を捉え、公園の発揮する機能や役割を踏まえた検討が必要です。



キャンプ場（野田山健康緑地公園）



ハイキングコース（岩本山）

凡例

植生

- 樹林
- 植林地
- 湿地等
- 農地

施設緑地

- ◆ 街区公園
- ◆ 近隣公園
- ◆ 地区公園
- 総合公園
- 運動公園
- ◆ 特殊公園
- 広域公園
- ◆ その他都市公園
- ◆ 公共施設緑地
- 保健休養林

小中学校校庭

- 小学校
- 中学校
- 運動施設
- 旧道
- ハイキングコース
- 河川
- 高速道路
- 国道
- 鉄道
- 市境
- ▭ 都市計画区域

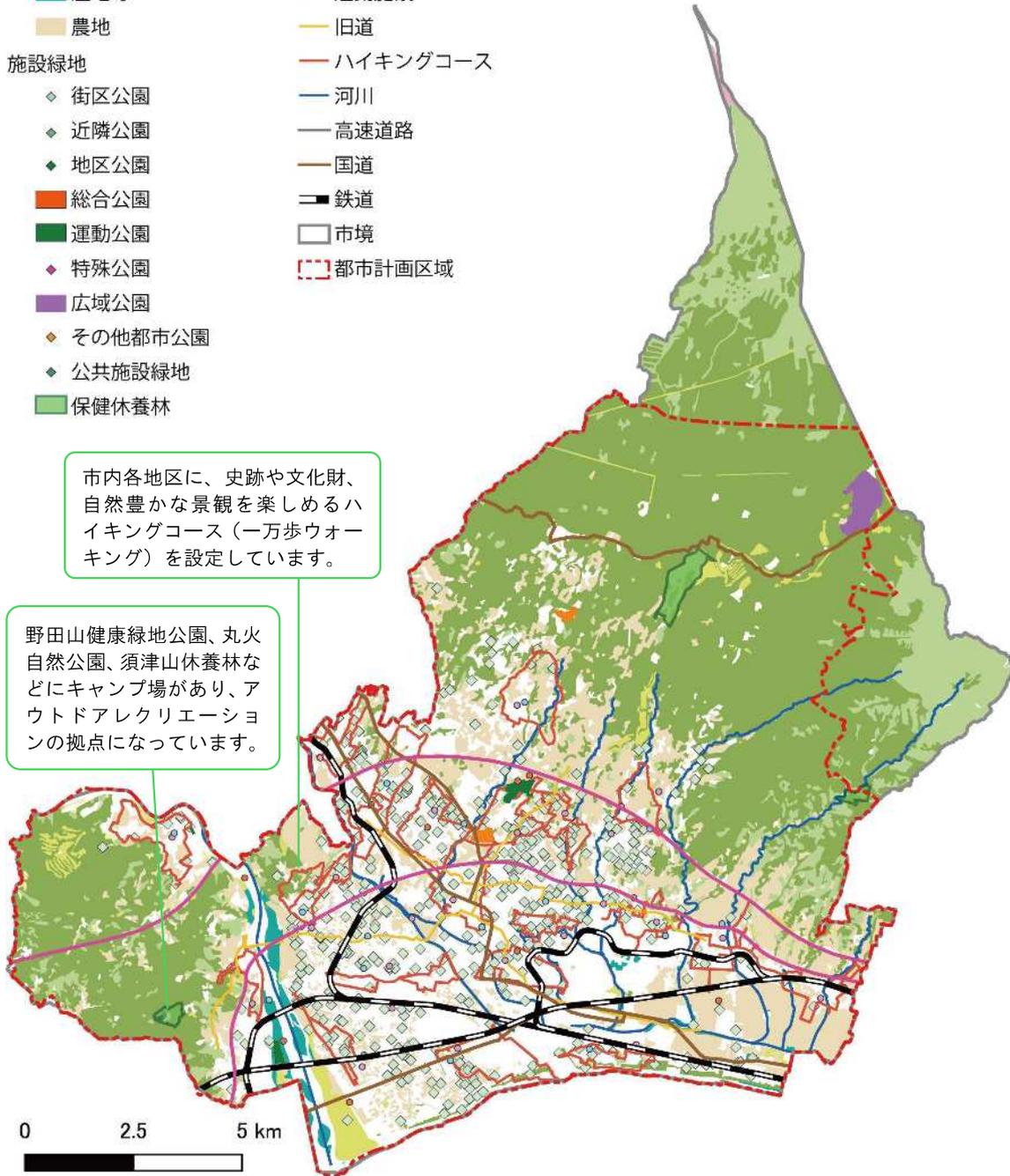


図2.16 レクリエーション・コミュニティ系統の現況

④景観系統

<現況>

- ・良質な富士山の遠景・眺望の形成には、富士・愛鷹山麓の樹林地や、富士川と河川敷、海岸線の緑等が、重要な役割を果たしています。
- ・山間部に広がる大淵笹場の茶畑や農地は、富士山を背景とする特徴的な景観を形成していますが、耕作放棄による景観の悪化が懸念されています。
- ・富士山を眺望する地点として、公園や河川等を指定しています。富士山百景写真コンテスト応募作の撮影エリアから設定した「富士山ビューポイント」には、岩本山公園、富士西公園、中央公園などが選ばれています。
- ・市中心部において、中央公園や潤井川、市道臨港富士線（青葉通り）、市道本市場大淵線が、郊外部では岩本山公園、県道富士公園太郎坊線、国道 469 号等を景観重要公共施設に指定しています。
- ・旧道沿いに天然記念物、景観重要樹木に指定された社寺や一里塚の樹木が多く分布しているほか、古^こ谿^{けい}荘、浅間古墳など、歴史的資源と一体となった緑地や、湧水地などの水辺も多く存在しています。
- ・市民の花「バラ」の名所である中央公園や広見公園、市民が関わる公共花壇、富士山を望む風景を彩るサクラやウメの名所等、花は本市の身近な景観や特色と魅力のあるまちなみづくりに重要な役割を果たしています。

<課題>

- ・富士・愛鷹山麓の樹林地や、富士川と河川敷、海岸線の景観等の自然は、本市の大きな財産であり、富士山を望む景観とともに保全し、次代につないでいくことが必要です。
- ・景観重要公共施設に指定されている施設では、本市を代表するにふさわしい景観形成に向け、樹木や植栽の適切な維持管理が必要です。
- ・社寺、旧道、かりがね堤などの歴史的景観資源や農地の景観は、地域の貴重な個性であり、次世代へ継承すべき重要な財産です。これらと調和して良好な景観を創出している緑についても、持続的に保全することが求められます。
- ・市民とともに緑や花を身近な生活の中に配置していくことで、潤いある住環境の創出や、魅力のあるまちなみづくりを進めていくことが重要です。



大淵笹場の茶畑



中央公園と富士山

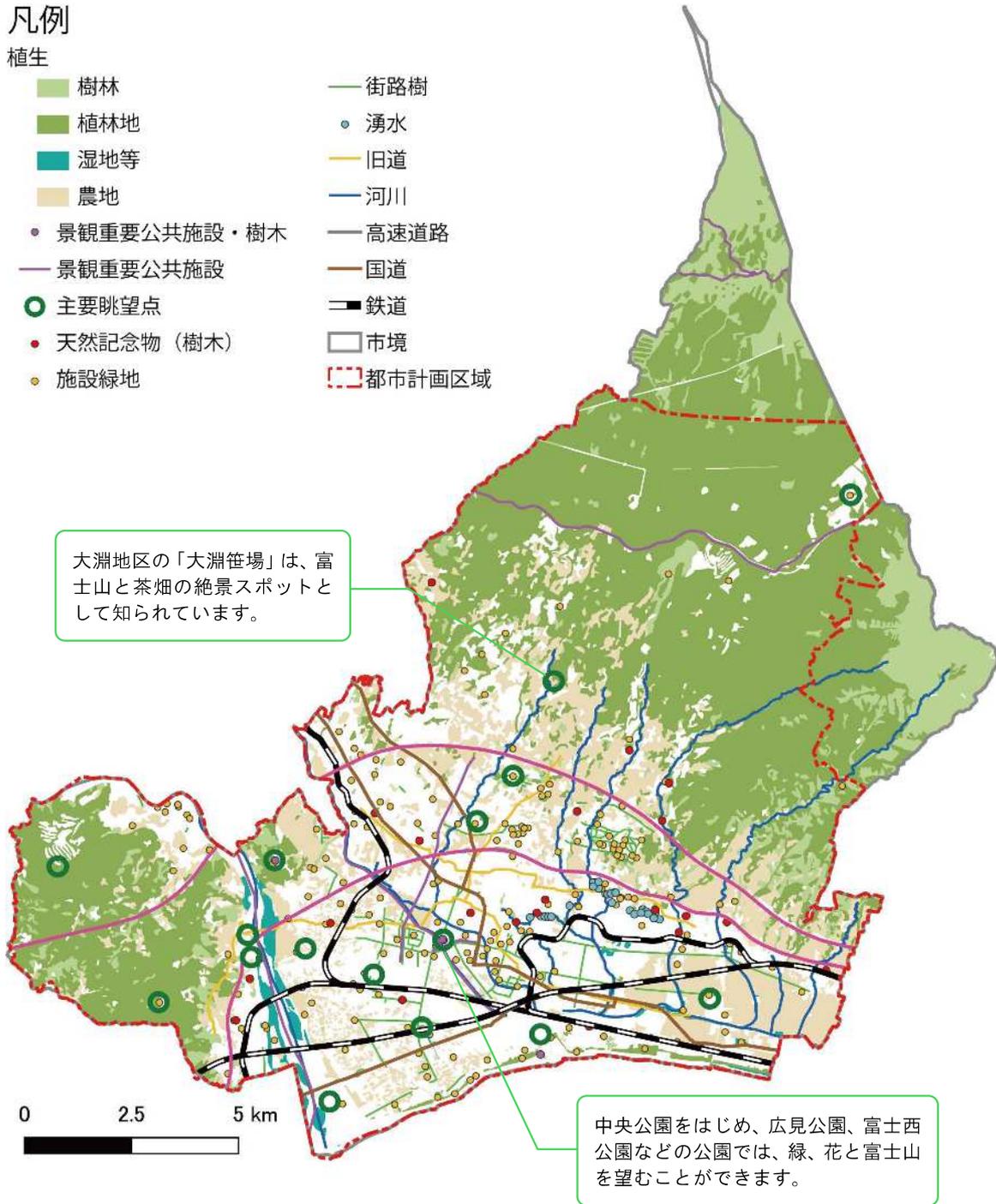
凡例

植生

- 樹林
- 植林地
- 湿地等
- 農地

- 景観重要公共施設・樹木
- 景観重要公共施設
- 主要眺望点
- 天然記念物（樹木）
- 施設緑地

- 街路樹
- 湧水
- 旧道
- 河川
- 高速道路
- 国道
- 鉄道
- 市境
- 都市計画区域



大淵地区の「大淵笹場」は、富士山と茶畑の絶景スポットとして知られています。

中央公園をはじめ、広見公園、富士西公園などの公園では、緑、花と富士山を望むことができます。

図 2.17 景観系統の現況

2-2 市民の意識

計画の策定にあたり、緑地の保全や緑化の推進、都市公園の整備及び管理などの取組に関する事項を中心に市民の意識、施策に対するニーズ等を把握するため、市民意向調査を実施しました。

表 2.4 調査概要

対象	無作為抽出した満 18 歳以上の市民 3,000 人
調査方法	調査票を郵送し、郵送またはオンラインで回答
回答期間	令和 6 (2024) 年 10 月 21 日 (月) ~ 令和 6 (2024) 年 10 月 31 日 (木)
有効回答数	1,384 人 (有効回答率 46.1%)

(1) 緑の豊かさと満足度について

緑が豊かだと感じている人の割合は、「お住まいの地区」が 60.8%、「富士市全域」で 52.1%と、いずれも前計画（平成 26 (2014) 年に実施した市民意向調査）より上昇していました。

住まい周辺（住宅地、商業地、道路、公園など）の緑の量については、前計画と同様に、減ったと感じる人の割合が、増えたと感じる人の割合を上回っています。

緑への満足度では、「富士山を望む市街地の景観」が高く、「樹林などの自然の緑の豊かさ」、「水辺（河川、湧水、池沼など）の豊かさ」などにも一定の満足度が見られました。前計画と比較し、一般的に満足・やや満足の割合が高まり、不満・やや不満の割合は低下していました。

緑の量が減ったと感じる人の割合に大きな変化はないものの、緑の豊かさを感じる割合や緑への満足度は高まっており、量よりも質を重視する傾向が見られます。

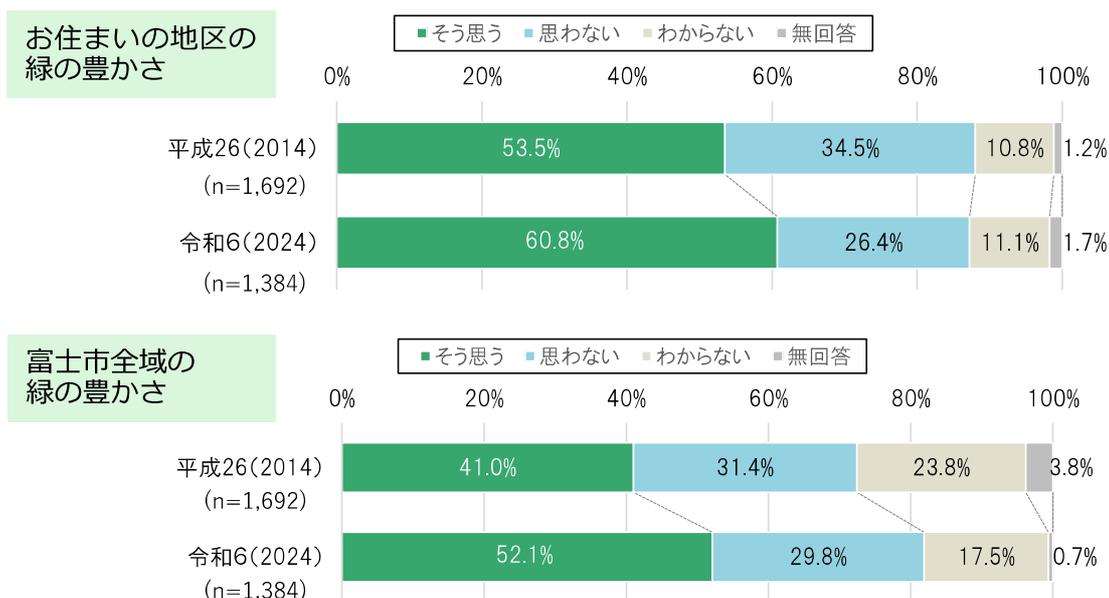
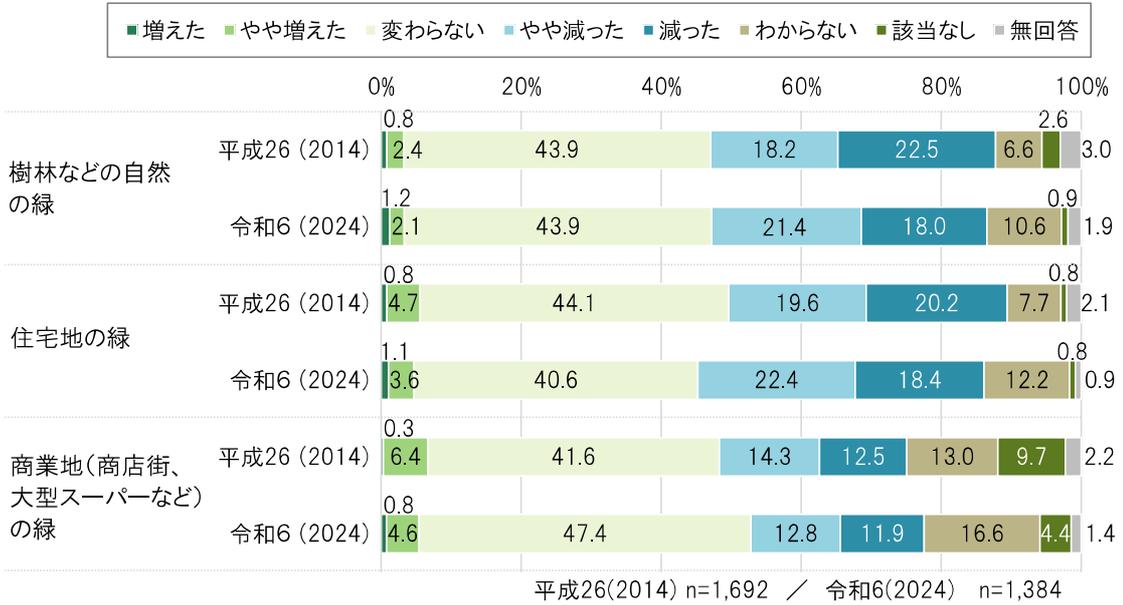


図 2.18 緑の豊かさに対する意識

住まい周辺の緑の量の変化



緑への満足度

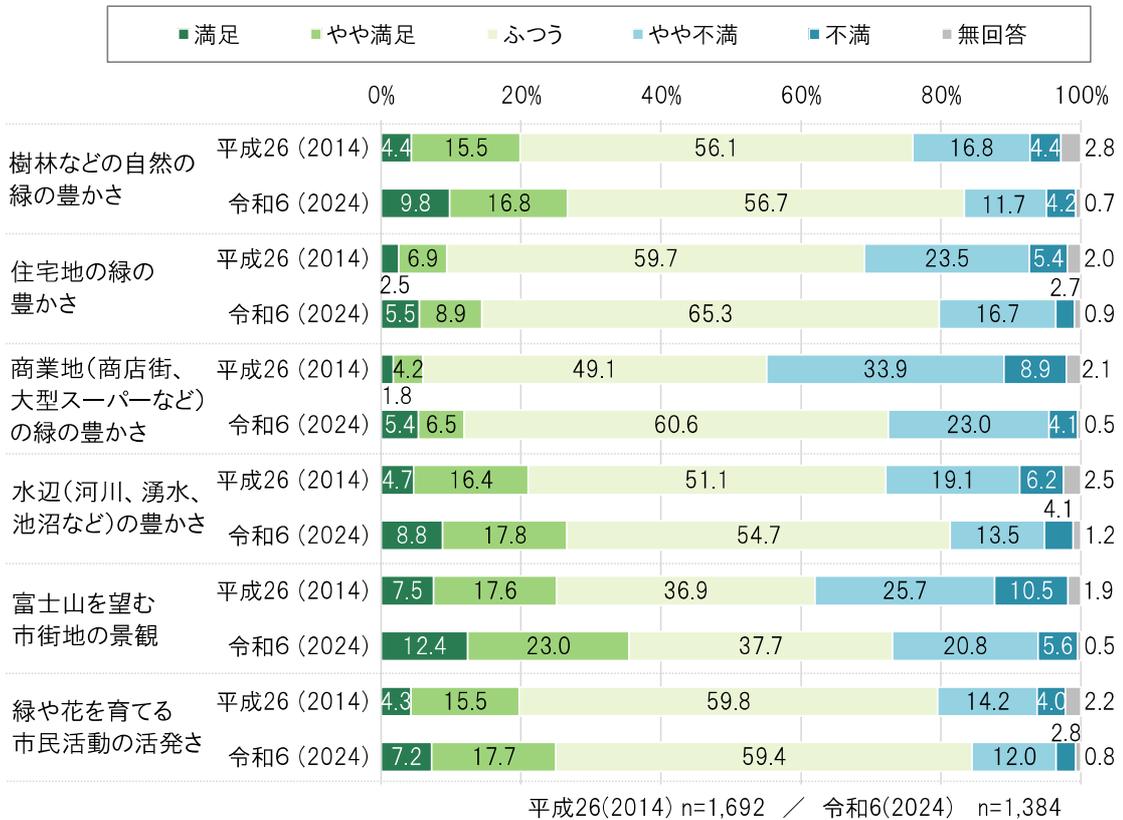


図 2.19 緑の量の変化と満足度に関する意識

(2) 緑地の保全・緑化の推進に関する取組について

緑地の保全や緑化の推進による効果では、半数以上の回答者が「富士山をはじめとする良好な景観を形成する」ことへの期待を示しました。

また、市が優先すべき取組、市民と緑との関わりを広げていくための取組においては、子どもが花や緑、自然とふれあえる場や機会の充実が望まれています。

緑地の保全や緑化の推進により期待する効果

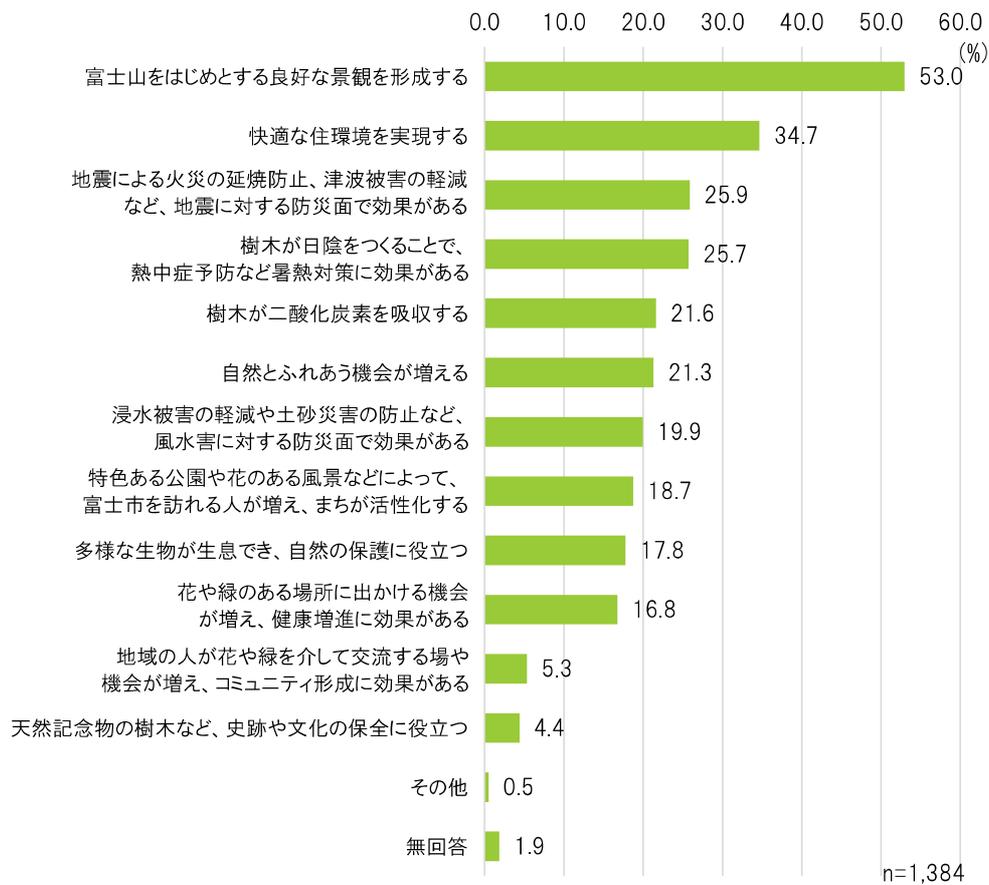


図 2.20 緑地の保全・緑化の推進に関する取組に対する意識（1）

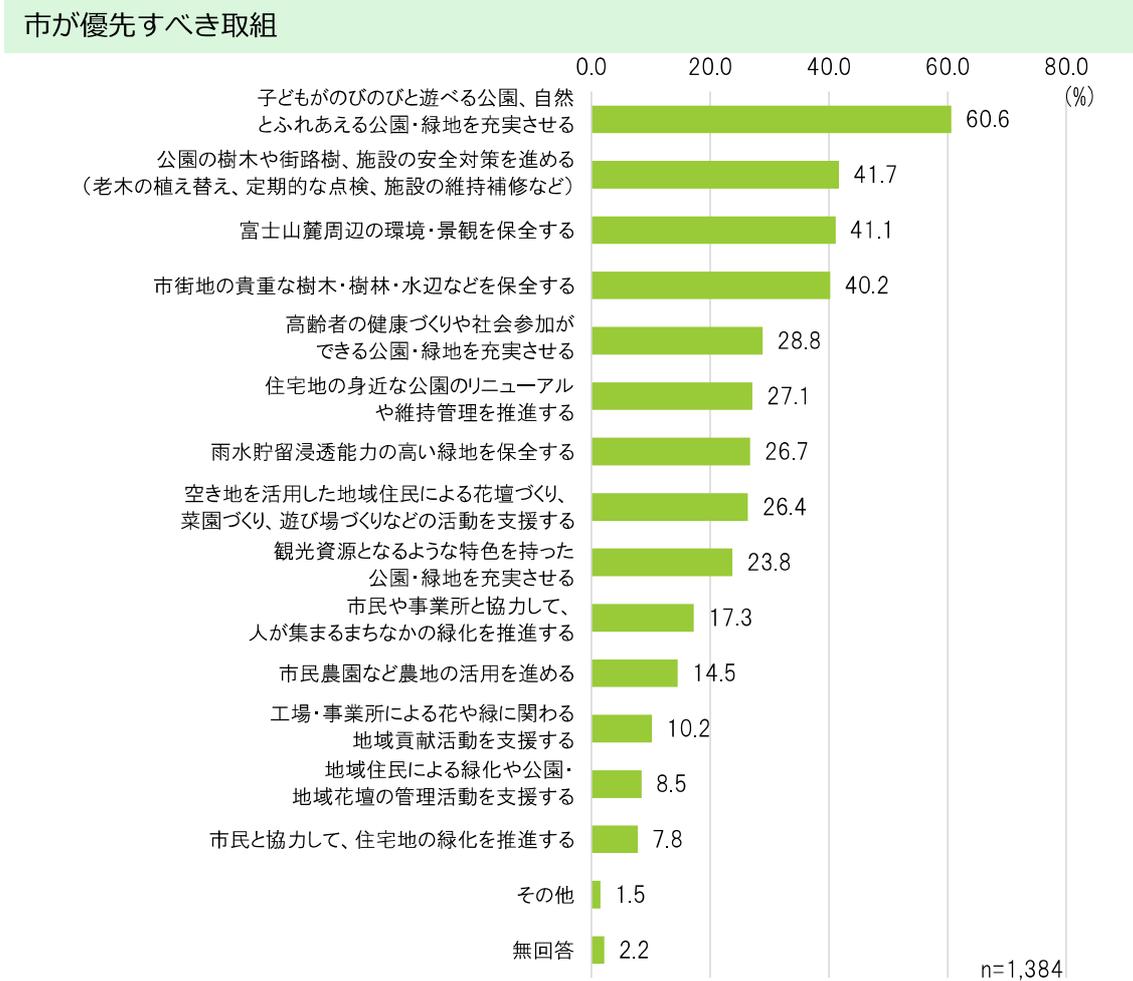


図 2.21 緑地の保全・緑化の推進に関する取組に対する意識(2)

2-3 課題と策定の視点

(1) 課題のまとめ

緑を取り巻く状況及び市民の意識を踏まえた課題に加え、国・県・本市の動向、これまでの取組を踏まえ、大きく4つの課題を整理しました。

◆国・県・本市の動向

- 
 - ・人口減少社会を見据えた持続可能なまちづくりへの転換
 - ・緑についても、人口構造や環境の変化に対応を図りつつ、適切な維持・保全、活用を重視する方向に転換
 - ・「カーボンニュートラル」「ネイチャーポジティブ」「Well-being」「グリーンインフラ」「都市公園の柔軟な管理運営」などの新たな視点

◆緑を取り巻く状況（機能別の緑の現況と課題）

- 

環境保全

 - ・市街地の外に広がる樹林や農地等の面的な緑とそのネットワーク、工場・事業所周辺の緑地空間の維持による、多様な機能の向上
 - ・本市の特徴である水に関わる資源の活用
- 

防災

 - ・緑が持つ防災・減災の機能を活かしたまちづくり
 - ・身近な公園を活用した市民の防災意識向上、公園の持つ防災の役割や機能の検討
- 

レクリエーション
・コミュニティ

 - ・公園と他施設との連携によるレクリエーション機能の向上
 - ・身近なレクリエーション空間である住区基幹公園の配置の検討、都市公園の柔軟な利活用
 - ・公園愛護会や地域の緑化活動の担い手不足等の対策
- 

景観

 - ・本市の景観形成に重要な役割を果たしている緑の適切な維持、次代への継承
 - ・緑や花による潤いある住環境の創出、魅力のあるまちなみづくり

◆市民の意識

- 

緑の豊かさ
・満足度

 - ・身近な緑に対し、量よりも質を重視する傾向
 - ・市街地の緑について、減少を緩和しつつ、質を高めていくことが重要
- 

期待する取組

 - ・良好な景観への高い期待に加え、快適な住環境の実現、防災、暑熱対策などに幅広い関心
 - ・子どもが花や緑、自然とふれあえる場や機会の充実

課題

既存の緑の維持・保全と
活用を一層重視する段階
への移行



人口減少が見込まれる中、これまでに蓄積した緑を適切に維持・保全するとともに、その機能を活かす視点に立ち、持続可能なまちづくりに向けた取組を充実させていく必要があります。

身近な緑と公園の適切な
管理、再生



まちなかの緑や身近な公園を中心に、市民が日常的にふれあう緑を適切に管理し、良好な景観形成、快適な住環境の形成につなげていく必要があります。

安心して快適に暮らせる
まちづくりにつながる
緑の充実



安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるためには、防災・減災につながり、心身ともに快適な生活を支える緑の充実に引き続き取り組んでいくことが重要です。

市民・事業者との協働と
次代を担う
緑を育む人づくり



市民・事業者の意識を醸成することで、緑の育成、活用への関わりを広げていく必要があります。中でも、次代を担う子どもたちが身近に花や緑、自然とふれあう場や機会を充実させていくことが必要です。

(2) 策定の視点

前項の課題を踏まえ、4つの視点を設定しました。

緑の資産を健全に育て
未来に引き継ぐための
取組の充実

これまでの取組により蓄積してきた公園や樹木などの緑を、市民・事業者・行政が連携・協働して適切に管理し、健全な状態で次代に引き継ぐための取組、支援を充実していきます。

身近な緑（公共の緑や
民有の緑地など）と
公園の魅力の向上

市民の身近な公園や緑の安全性を高めるとともに、快適さ、使いやすさ、景観などの視点から魅力を向上させ、住み続けたい都市の実現に寄与していきます。

安全安心なまちづくりに
向けた緑を支える取組
の継続

「グリーンインフラ」の視点を取り入れながら、緑が持つ様々な機能を活かして、防災・減災、コミュニティづくりなど、地域の課題解決につなげていきます。

緑を育む多様な担い手や
多様な参加を支える
仕組みづくり

協力して本市の緑をともに育てるという意識を、市民・事業者をはじめ多様な担い手に広げていくとともに、市民がライフステージに合わせて選べる多様な参加の方法を構築していきます。